

改 正 後

法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年財務省令第十四号）新旧対照表

改 正 前

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次

第一編	総則
第一章	通則（第一条）
第二章	公益法人等の範囲（第二条・第二条の二）
第二章の二	適格組織再編成（第三条―第三条の三）
第二章の三	恒久的施設の範囲（第三条の四）
第三章	収益事業の範囲（第四条―第八条の二の二）
第三章の二	資本金等の額（第八条の二の三）
第四章	有価証券に準ずるものの範囲（第八条の二の四）
第四章の二	信託の通則（第八条の三・第八条の三の二）
第五章	事業年度の特例（第八条の三の三）
第二編	内国法人の法人税
第一章	各事業年度の所得に対する法人税
第一節	各事業年度の所得の金額の計算
第一款	受取配当等（第八条の四―第八条の五の二）
第一款の二	資産の評価益（第八条の六）
第一款の三	棚卸資産の評価（第九条・第九条の二）
第二款	減価償却資産の償却（第九条の三―第二十一条の二）
第三款	繰延資産の償却（第二十一条の三・第二十二条）
第三款の二	資産の評価損（第二十二条の二）
第三款の三	役員の給与等（第二十二条の三）
第四款	寄附金（第二十二条の四―第二十四条）
第五款	圧縮記帳（第二十四条の二―第二十五条）
第六款	貸倒引当金（第二十五条の二―第二十五条の八）
第六款の二	譲渡制限付株式を対価とする費用（第二十五条の九）

目次

第一編	同上
第一章	同上
第二章	同上
第二章の二	同上
第二章の三	同上
第三章	同上
第三章の二	同上
第四章	同上
第四章の二	同上
第五章	同上
第二編	同上
第一章	同上
第一節	同上
第一款	同上
第一款の二	同上
第一款の三	同上
第二款	同上
第三款	同上
第三款の二	同上
第三款の三	同上
第四款	同上
第五款	同上
第六款	同上
第六款の二	同上

第六款の三 不正行為等に係る費用等(第二十五条の十)

第七款 繰越欠損金(第二十六条―第二十六条の六)

第七款の二 短期売買商品等(第二十六条の七―第二十六条の十)

第八款 有価証券(第二十六条の十一―第二十七条の六)

第九款 デリバティブ取引(第二十七条の七)

第十款 ヘッジ処理(第二十七条の八・第二十七条の九)

第十一款 外貨建資産等の換算等(第二十七条の十一―第二十七条の十三)

第十一款の二 完全支配関係がある法人の間の取引の損益(第二十七条の十三の二)

第十一款の三 組織再編成に係る所得の金額の計算(第二十七条の十四―第二十七条の十六の二)

第十一款の四 工事未収入金の帳簿価額の調整(第二十七条の十六の三)

第十一款の五 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算(第二十七条の十六の四)

第十一款の六 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算(第二十七条の十六の五―第二十七条の十六の十五)

第十一款の七 少額の減価償却資産等(第二十七条の十七―第二十七条の十九)

第十一款の八 確定給付企業年金の掛金等(第二十七条の二十)

第十二款 借地権等(第二十七条の二十一)

第十三款 資産に係る控除対象外消費税額等(第二十八条―第二十八条の四)

第二節 税額の計算(第二十八条の五―第三十条の五)

第三節 申告、納付及び還付

第一款 中間申告(第三十一条―第三十三条)

第二款 確定申告(第三十四条―第三十六条の三)

第二款の二 電子情報処理組織による申告の特例(第三十六条の四・第三十七条)

第三款 還付(第三十八条)

第二章 退職年金等積立金に対する法人税(第三十九条―第五十一条)

第七款 繰越欠損金(第二十六条―第二十六条の六)

第七款の二 同上

第八款 同上

第九款 同上

第十款 同上

第十一款 同上

第十一款の二 同上

第十一款の三 同上

第十一款の四 同上

第十一款の五 同上

第十一款の六 同上

第十一款の七 一括償却資産(第二十七条の十七―第二十七条の十九)

第十一款の八 同上

第十二款 同上

第十三款 同上

第二節 税額の計算(第二十八条の五―第三十条の四)

第三節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二款の二 同上

第三款 同上

第二章 同上

第三章 青色申告（第五十二条―第六十条）  
第四章 更正（第六十条の二）

第三編 外国法人の法人税

第一章 国内源泉所得（第六十条の三）

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算（第六十条の四―第六十条の十）

第二節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算（第六十条の十一）

第三節 税額の計算（第六十条の十二―第六十条の十四）

第四節 申告、納付及び還付

第一款 中間申告（第六十一条―第六十一条の三）

第二款 確定申告（第六十一条の四―第六十一条の七）

第三款 還付（第六十一条の八）

第三章 退職年金等積立金に対する法人税（第六十一条の九）

第四章 青色申告（第六十二条）

第五章 恒久的施設に係る取引に係る文書化（第六十二条の二・第六十二条の三）

第四編 雑則（第六十三条―第六十九条）

附則

第三章の二 資本金等の額

第八条の二の三 令第八条第一項第十九号（資本金等の額）に規定する財

務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額（投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号。以下この条において「計算規則」という。）第三十九条第三項（純資産の部の区分）の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。）及び出資剰余金控除額（計算規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。）の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額（計算規則第三十九条第三項後段又は第六項後段の規定により計算規則第二項第三十号（定義）に規定する一時差異等調整引当額として区分して表示される金額をい

第三章 同上  
第四章 同上

第三編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第四編 同上

附則

第三章の二 資本金等の額

第八条の二の三 令第八条第一項第十九号ロ（資本金等の額）に規定する

財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額（投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号。以下この条において「計算規則」という。）第三十九条第三項（純資産の部の区分）の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。）及び出資剰余金控除額（計算規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。）の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額（計算規則第三十九条第三項後段又は第六項後段の規定により計算規則第二項第三十号（定義）に規定する一時差異等調整引当額として区分して表示される金額を

う。)を控除した金額とする。

(出資等減少分配による出資総額等の減少額)

第八条の五の二 令第二十三条第一項第五号(所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等)に規定する財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額(投資法人の計算に関する規則(以下この条において「計算規則」という。))第三十九条第三項(純資産の部の区分)の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。及び出資剰余金控除額(計算規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。))の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額(計算規則第三十九条第三項後段又は第六項後段の規定により計算規則第二条第二項第三十号(定義)に規定する一時差異等調整引当額として区分して表示される金額をいう。))を控除した金額とする。

(国庫補助金等の対象となる助成金の使途)

第二十四条の二 令第七十九条第七号(国庫補助金等の範囲)に規定する財務省令で定める使途は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則(平成十年運輸省令第七十号)附則第五条第一項第一号ロ(1)(機構の行う会社等への助成金の交付等の認可)に掲げる鉄道施設等の整備とする。

(適格分割等を行った場合の保険差益等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十四条の十 法第四十八条第七項(保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 省略

六 法第四十八条第六項に規定する取得又は改良をすることが見込まれる法第四十七条第一項に規定する代替資産又は損壊資産等の種類、構造及び規模並びに当該取得又は改良に要することが見込まれる金額及び当該取得又は改良予定日

七・八 省略

いう。)を控除した金額とする。

(出資等減少分配による出資総額等の減少額)

第八条の五の二 令第二十三条第一項第五号ロ(所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等)に規定する財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額(投資法人の計算に関する規則(以下この条において「計算規則」という。))第三十九条第三項(純資産の部の区分)の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。及び出資剰余金控除額(計算規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。))の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額(計算規則第三十九条第三項後段又は第六項後段の規定により計算規則第二条第二項第三十号(定義)に規定する一時差異等調整引当額として区分して表示される金額をいう。))を控除した金額とする。

(国庫補助金等の対象となる助成金の使途)

第二十四条の二 令第七十九条第六号(国庫補助金等の範囲)に規定する財務省令で定める使途は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則(平成十年運輸省令第七十号)附則第五条第一項第一号ロ(1)(機構の行う会社等への助成金の交付等の認可)に掲げる鉄道施設等の整備とする。

(適格分割等を行った場合の保険差益等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十四条の十 同上

一 五 同上

六 法第四十八条第六項に規定する取得又は改良をすることが見込まれる法第四十七条第一項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産の種類、構造及び規模並びに当該取得又は改良に要することが見込まれる金額及び当該取得又は改良予定日

七・八 同上

(適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項)

第二十四条の十一 法第四十八条第九項(保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 六 省 略

七 法第四十八条第八項第二号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第四十七条第一項に規定する代替資産又は損壊資産等の種類、構造及び規模並びに当該取得又は改良に要することが見込まれる金額及び当該取得又は改良予定日

八・九 省 略

### 第六款の三 不正行為等に係る費用等

第二十五条の十 法第五十五条第三項第一号ロ(不正行為等に係る費用等)に規定する財務省令で定める場所は、同号ロの内国法人の納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地とする。

(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の単位当たりの帳簿価額の算出の特例に関する書類等)

第二十七条 令第一百九条の三第六項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例

に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 令第一百九条の三第六項の規定の適用に係る同条第七項第三号に規定する資産調整勘定対応金額又は同項第四号に規定する負債調整勘定対応金額についての次に掲げる書類

イ 当該資産調整勘定対応金額又は負債調整勘定対応金額の計算の基礎となる令第一百九条の三第六項の他の通算法人の同条第七項第二号に規定する対象株式に関する次に掲げる事項を記載した書類

(1) 当該対象株式の取得ごとのその取得の時におけるその取得価額

(適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項)

第二十四条の十一 同 上

一 六 同 上

七 法第四十八条第八項第二号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第四十七条第一項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産の種類、構造及び規模並びに当該取得又は改良に要することが見込まれる金額及び当該取得又は改良予定日

八・九 同 上

(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の単位当たりの帳簿価額の算出の特例に関する書類等)

第二十七条

、その取得をした数又は金額及びその取得をした日

(2) 当該他の通算法人の当該対象株式の各取得の時ににおける発行済株式又は出資（当該他の通算法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額

ロ 当該他の通算法人がイの対象株式の各取得の時ににおいて有する資産及び負債のその取得の時ににおける価額を記載した書類

ハ 次に掲げるいずれかの書類でロの資産及び負債のロの価額を明らかにするもの

(1) その資産の価額が継続して一般に公表されているものであるときは、その公表された価額が示された書類の写し

(2) その取得をした法人が、その取得の時ににおける価額を算定し、これをその取得の時ににおける価額としているときは、その算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

(3) (1)又は(2)に掲げるもののほかその資産及び負債の価額を明らかにする事項を記載した書類

二 令百十九条の三第六項の規定の適用に係る同項の他の通算法人を合併法人とする同条第七項第五号に規定する通算内適格合併に係る同項第六号に規定する被合併法人調整勘定対応金額に係る同号の被合併法人の株式についての同条第六項の規定の適用に係る同項に規定する明細を記載した書類の写しその他当該被合併法人調整勘定対応金額の計算に関する明細を記載した書類

2 令百十九条の三第十一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 他の法人（令百十九条の三十項に規定する他の法人をいう。以下この条において同じ。）の同項第一号に規定する特定支配日前に最後に終了した事業年度（当該特定支配日の属する事業年度が当該他の法人の設立の日の属する事業年度である場合には、その設立の時）から同項に規定する対象配当等の額に係る令百十九条の三第十二項第一号に規定する決議日等前に最後に終了した事業年度までの各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書、損益金の処分に關する計算書その他これらに類する書類

令百十九条の三第八項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 他の法人（令百十九条の三第七項に規定する他の法人をいう。以下この条において同じ。）の同項第一号に規定する特定支配日前に最後に終了した事業年度（当該特定支配日の属する事業年度が当該他の法人の設立の日の属する事業年度である場合には、その設立の時）から同項に規定する対象配当等の額に係る令百十九条の三第九項第一号に規定する決議日等前に最後に終了した事業年度までの各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書、損益金の処分に關する計算書その他これらに類する書類

二 令百十九条の三第十一項に規定する支配後配当等の額を明らかにする書類（前号に掲げる書類を除く。）

三 令百十九条の三第十一項に規定する特定支配後増加利益剰余金額の計算の基礎となる書類（第一号に掲げる書類を除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、令百十九条の三第十一項に規定する特定支配後増加利益剰余金額超過額の計算の基礎となる書類

3| 令百十九条の三第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令百十九条の三第十六項に規定する各基準時の直前において内国法人が有する他の法人の株式又は出資の帳簿価額のうち最も大きいものの

二 令百十九条の三第十項第一号又は第二号に掲げる要件に該当する場合には、その旨

三 令百十九条の三第十項（令百十九条の四第一項後段（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含む。）の規定により他の法人の株式又は出資の令百十九条の三第十項に規定する基準時の直前における帳簿価額から減算される金額

四 省 略

（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）

第二十七条の十四 内国法人が次の各号に掲げる事項を記載した法又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づく書類を提出する場合には、当該各号に掲げる事項の記載については、別表十(三)、別表十一(一)から別表十二(一)まで、別表十二(三)から別表十二(八)まで、別表十二(十)、別表十二(四)、別表十三(一)から別表十三(三)まで、別表十三(五)、別表十六(一)から別表十六(六)まで及び別表十六(八)から別表十六(十)までに定める書式によらなければならない。この場合において、第二十一条の二第四号（適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項）又は第二十一条の三第四号（適格分割等により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項）に掲げる事項をこれらの書式により記載するときは、第二十一条の二第四号に掲げる事項にあつては、その移転をする減価償却資産に係る記載すべき金額を令第十三条各号（減価償却資産の範

二 令百十九条の三第八項に規定する支配後配当等の額を明らかにする書類（前号に掲げる書類を除く。）

三 令百十九条の三第八項に規定する特定支配後増加利益剰余金額の計算の基礎となる書類（第一号に掲げる書類を除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、令百十九条の三第八項に規定する特定支配後増加利益剰余金額超過額の計算の基礎となる書類

2| 令百十九条の三第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令百十九条の三第十三項に規定する各基準時の直前において内国法人が有する他の法人の株式又は出資の帳簿価額のうち最も大きいものの

二 令百十九条の三第七項第一号又は第二号に掲げる要件に該当する場合には、その旨

三 令百十九条の三第七項（令百十九条の四第一項後段（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含む。）の規定により他の法人の株式又は出資の令百十九条の三第七項に規定する基準時の直前における帳簿価額から減算される金額

四 同 上

（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）

第二十七条の十四 同 上

围)に掲げる資産の種類ごとに、かつ、償却の方法の異なるごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を、第二十一条の三第四号に掲げる事項にあつては、その引継ぎをする繰延資産に係る記載すべき金額を令第十四条第一項各号(繰延資産の範囲)に掲げる繰延資産の種類ごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を記載することができる。

一 省 略

二 租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第二十条の二十三第七号(準備金方式による特別償却)、第二十一条第六項第五号(海外投資等損失準備金)、第二十一条の十一第二項第五号(原子力発電施設解体準備金)、第二十一条の十二第二項第五号(保険会社等の異常危険準備金)、第二十一条の十三第五号(原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金)、第二十一条の十四第二項第五号(特定船舶に係る特別修繕準備金)、第二十一条の十五第七項第六号(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)、第二十一条の二第五項第七号、第九項第七号及び第十三項第七号(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例)、第二十一条の七第四項第六号及び第五項第六号(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)、第二十一条の八第二項第六号(特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例)、第二十一条の九第三項第六号(特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例)並びに第二十一条の十七第三項第六号及び第四項第六号(転廃業助成金等に係る課税の特例)に掲げる事項

三 九 省 略

十 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年財務省令第二十一号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十一条の七第六項第六号(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)に掲げる事項

十一 省 略

十二 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和四年財務省令第二十三号)附則第八条第二項(準備金に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による

一 同 上

二 租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第二十条の二十三第七号(準備金方式による特別償却)、第二十一条第六項第五号(海外投資等損失準備金)、第二十一条の十一第二項第五号(特定災害防止準備金)、第二十一条の十二第二項第五号(原子力発電施設解体準備金)、第二十一条の十三第五号(原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金)、第二十一条の十四第二項第五号(特定船舶に係る特別修繕準備金)、第二十一条の十五第七項第六号(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)、第二十一条の二第五項第七号、第九項第七号及び第十三項第七号(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例)、第二十一条の七第四項第六号及び第五項第六号(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)、第二十一条の八第二項第六号(特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例)、第二十一条の九第三項第六号(特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例)、第二十一条の九の二第二項第六号(平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)並びに第二十一条の十七第三項第六号及び第四項第六号(転廃業助成金等に係る課税の特例)に掲げる事項

三 九 同 上

十 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年財務省令第二十一号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十一条の七第六項第六号及び第八項第六号(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)に掲げる事項

十一 同 上



改正前の租税特別措置法施行規則第二十一条の五第五号（特定災害防  
止準備金）に掲げる事項

十三 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年財務  
省令第二十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規  
則第二十二条の九の二第二項第六号（平成二十一年及び平成二十二年  
に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）に掲げる事項

#### 第十一款の七 少額の減価償却資産等

（少額の減価償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定）

第二十七条の十七 次に掲げる貸付け（次項の規定に該当する貸付けを除  
く。）は、令第三百三十三条第一項（少額の減価償却資産の取得価額の損  
金算入）に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するものと  
する。

一 当該内国法人が当該内国法人との間に特定関係（一の者が法人の事  
業の経営に参加し、事業を実質的に支配し、又は株式若しくは出資を  
有する場合における当該一の者と法人との間の関係（以下この号にお  
いて「当事者間の関係」という。）、一の者との間に当事者間の関係  
がある法人相互の関係その他これらに準ずる関係をいう。）がある法  
人の事業の管理及び運営を行う場合における当該法人に対する資産の  
貸付け

二 当該内国法人に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者の当該資  
産の譲渡又は役務の提供の事業の用に専ら供する資産の貸付け

三 継続的に当該内国法人の経営資源（事業の用に供される設備（その  
貸付けの用に供する資産を除く。）、事業に関する従業者の有する技  
能又は知識（租税に関するものを除く。）、その他これらに準ずるもの  
をいう。）を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業としての  
資産の貸付け

2| 四 当該内国法人が行う主要な事業に付随して行う資産の貸付け  
資産の貸付け後に譲渡人（当該内国法人に対して当該資産を譲渡した  
者をいう。）その他の者が当該資産を買い取り、又は当該資産を第三者

に買い取らせることをあつせんする旨の契約が締結されている場合（当  
該貸付けの対価の額及び当該資産の買取りの対価の額（当該対価の額が

#### 第十一款の七 一括償却資産

確定していない場合には、当該対価の額として見込まれる金額）の合計額が当該内国法人の当該資産の取得価額のおおむね百分の九十に相当する金額を超える場合に限る。）における当該貸付けは、令第三百三十三条第一項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当しないものとする。

（一括償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定）

第二十七条の十七の二 前条の規定は、令第三百三十三条の二第一項（一括償却資産の損金算入）に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するかどうかの判定について準用する。

（適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する要件）

第二十七条の十七の三 省 略

（外国税額控除を受けるための書類等）

第二十九条の四 法第六十九条第二十五項（外国税額の控除）に規定する控除対象外国法人税の額の計算に関する明細その他の財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

一 省 略

二 法第六十九条第十二項の規定の適用がある場合（次号に規定する場合を除く。）には、当該事業年度において減額された外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなった日並びに当該外国法人税の額が当該事業年度前の事業年度において同条第一項から第三項まで又は第十八項（同条第二十四項において準用する場合を含む。）の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となったことについての説明及び令第四百四十七条第一項（外国法人税が減額された場合の特例）に規定する減額控除対象外国法人税額（次号において「減額控除対象外国法人税額」という。）の計算に関する明細を記載した書類

三 法第六十九条第九項に規定する適格合併等に係る同項に規定する被合併法人等（以下この号において「被合併法人等」という。）である他の内国法人において生じた減額控除対象外国法人税額につき、令第四百四十七条第四項の規定の適用がある場合には、当該被合併法人等の

（適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する要件）

第二十七条の十七 同 上

（外国税額控除を受けるための書類等）

第二十九条の四 法第六十九条第二十三項（外国税額の控除）に規定する控除対象外国法人税の額の計算に関する明細その他の財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

一 同 上

二 法第六十九条第十二項の規定の適用がある場合（次号に規定する場合を除く。）には、当該事業年度において減額された外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなった日並びに当該外国法人税の額が当該事業年度前の事業年度において同条第一項から第三項まで又は第十七項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となったことについての説明及び令第四百四十七条第一項（外国法人税が減額された場合の特例）に規定する減額控除対象外国法人税額（次号において「減額控除対象外国法人税額」という。）の計算に関する明細を記載した書類

三 法第六十九条第九項に規定する適格合併等に係る同項に規定する被合併法人等（以下この号において「被合併法人等」という。）である他の内国法人において生じた減額控除対象外国法人税額につき、令第四百四十七条第四項の規定の適用がある場合には、当該被合併法人等の

適格合併の日の前日の属する事業年度又は法第六十九条第九項第二号に規定する適格分割等の日の属する事業年度前の事業年度（以下この号において「適格合併等前の事業年度」という。）において減額された外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに当該外国法人税の額が当該被合併法人等の当該適格合併等前の事業年度において同条第一項から第三項まで又は第十八項（同条第二十四項において準用する場合を含む。）の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつたことについての説明及び減額控除対象外国法人税額の計算に関する明細を記載した書類

#### 四〇八 省 略

2 法第六十九条第二十五項に規定する控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

##### 一 省 略

二 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第九条の七第七項ただし書（外国の法人税等の額の控除）又は第四十八条の第十三第七項ただし書（外国の法人税等の額の控除）（同令第五十七条の二（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定による限度額の計算の基礎を証する地方税に係る申告書の写し又はこれに代わるべき書類

3 法第六十九条第二十五項に規定する財務省令で定める金額は、控除対象外国法人税の額とする。ただし、同条第十二項の規定の適用がある場合には、令第四百四十七条第一項に規定する控除後の金額とする。

##### （繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類等）

第三十条 法第六十九条第二十六項（外国税額の控除）に規定する繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額の計算の基礎となるべき事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

##### 一・二 省 略

2 法第六十九条第二十六項に規定する控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類は、次に掲げる書類

適格合併の日の前日の属する事業年度以前の事業年度又は法第六十九条第九項第二号に規定する適格分割等の日の属する事業年度前の事業年度（以下この号において「適格合併等前の事業年度」という。）において減額された外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに当該外国法人税の額が当該被合併法人等の当該適格合併等前の事業年度において同条第一項から第三項まで又は第十七項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつたことについての説明及び減額控除対象外国法人税額の計算に関する明細を記載した書類

#### 四〇八 同 上

2 法第六十九条第二十三項に規定する控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

##### 一 同 上

二 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第九条の七第七項ただし書（外国の法人税等の額の控除）又は第四十八条の第十三第八項ただし書（外国の法人税等の額の控除）（同令第五十七条の二（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定による限度額の計算の基礎を証する地方税に係る申告書の写し又はこれに代わるべき書類

3 法第六十九条第二十三項に規定する財務省令で定める金額は、控除対象外国法人税の額とする。ただし、同条第十二項の規定の適用がある場合には、令第四百四十七条第一項に規定する控除後の金額とする。

##### （繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類等）

第三十条 法第六十九条第二十四項（外国税額の控除）に規定する繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額の計算の基礎となるべき事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

##### 一・二 同 上

2 法第六十九条第二十四項に規定する控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類は、次に掲げる書類

とする。

一・二 省略

3 法第六十九條第二十六項に規定する当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一・二 省略

(税額控除不足額相当額の控除を受けるための書類等)

第三十條の二 法第六十九條第二十七項(外国税額の控除)に規定する同條第十八項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九條第十八項(同條第二十三項及び第二十四項において準用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。)の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類

二 法第六十九條第十八項の規定による控除を受けるべき金額に係る過去適用事業年度(同項に規定する過去適用事業年度をいう。以下この條において同じ。)の税額控除額(法第六十九條第十五項に規定する税額控除額をいう。第四号において同じ。)及びその計算に関する明細並びに同條第十八項に規定する過去当初申告税額控除額を記載した書類

三 前号の過去適用事業年度の第二十九條の四第一項各号(外国税額控除を受けるための書類等)及び前條第一項第二号に掲げる書類(これらの書類が対象前各事業年度(法第六十九條第十八項に規定する対象前各事業年度をいう。次号及び第五号において同じ。)の申告書等(法第六十九條第二十五項に規定する申告書等をいう。第五号において同じ。)に添付されている場合における当該書類を除く。)

四 対象前各事業年度において第二号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき法第六十九條第十八項又は第十九項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度の同條第十八項の規定により法人税の額から控除した金額の合計額及び同條第十九項の規定により法人税の額に加算した金額の合計額に関する明細を記載した書類

とする。

一・二 同上

3 法第六十九條第二十四項に規定する当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一・二 同上

(税額控除不足額相当額の控除を受けるための書類等)

第三十條の二 法第六十九條第二十五項(外国税額の控除)に規定する同條第十七項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九條第十七項(同條第二十一項及び第二十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類

二 法第六十九條第十七項の規定による控除を受けるべき金額に係る過去適用事業年度(同項に規定する過去適用事業年度をいう。以下この條において同じ。)の同項に規定する過去当初申告税額控除額、税額控除額(法第六十九條第十五項に規定する税額控除額をいう。第四号において同じ。)及びその計算に関する明細を記載した書類

三 前号の過去適用事業年度の第二十九條の四第一項各号(外国税額控除を受けるための書類等)及び前條第一項第二号に掲げる書類(これらの書類が法第六十九條第十七項に規定する対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度の申告書等(同條第二十三項に規定する申告書等をいう。第五号において同じ。)に添付されている場合における当該書類を除く。)

四 法第六十九條第十七項に規定する対象前各事業年度において第二号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき同項又は同條第十八項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度の同條第十七項の規定により法人税の額から控除した金額の合計額及び同條第十八項の規定により法人税の額に加算した金額の合計額に関する明細を記載した書類

五 第二号の過去適用事業年度における法第六十九条第二項及び第三項の規定による控除をされるべき金額に係る繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度（以下この号並びに第三項第二号及び第三号において「繰越控除限度額等に係る各事業年度」という。）の控除限度額及び当該繰越控除限度額等に係る各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額を記載した書類（これらの書類が対象前各事業年度の申告書等に添付されている場合における当該書類を除く。）

2 法第六十九条第二十七項に規定する控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類は、前項第二号の過去適用事業年度の第二十九条の四第二項各号及び前条第二項各号に掲げる書類とする。

3 法第六十九条第二十七項に規定する控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 三 省 略

（国外事業所等帰属外部取引に関する書類）

第三十条の三 法第六十九条第二十九項（外国税額の控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九条第二十九項に規定する内国法人の国外事業所等（同条第四項第一号に規定する国外事業所等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に帰せられる取引（以下この条において「国外事業所等帰属外部取引」という。）の内容を記載した書類

二 法第六十九条第二十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等（同条第四項第一号に規定する本店等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が国外事業所等帰属外部取引において使用した資産の明細並びに当該国外事業所等帰属外部取引に係る負債の明細を記載した書類

三 法第六十九条第二十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該国外事業所等帰属外部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそ

五 第二号の過去適用事業年度における法第六十九条第二項及び第三項の規定による控除をされるべき金額に係る繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度（以下この号並びに第三項第二号及び第三号において「繰越控除限度額等に係る各事業年度」という。）の控除限度額及び当該繰越控除限度額等に係る各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額を記載した書類（これらの書類が同条第十七項に規定する対象事業年度開始の前日に開始した各事業年度の申告書等に添付されている場合における当該書類を除く。）

2 法第六十九条第二十五項に規定する控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類は、前項第二号の過去適用事業年度の第二十九条の四第二項各号及び前条第二項各号に掲げる書類とする。

3 法第六十九条第二十五項に規定する控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 三 同 上

（国外事業所等帰属外部取引に関する書類）

第三十条の三 法第六十九条第二十七項（外国税額の控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九条第二十七項に規定する内国法人の国外事業所等（同条第四項第一号に規定する国外事業所等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に帰せられる取引（以下この条において「国外事業所等帰属外部取引」という。）の内容を記載した書類

二 法第六十九条第二十七項の内国法人の国外事業所等及び本店等（同条第四項第一号に規定する本店等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が国外事業所等帰属外部取引において使用した資産の明細並びに当該国外事業所等帰属外部取引に係る負債の明細を記載した書類

三 法第六十九条第二十七項の内国法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該国外事業所等帰属外部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそ

れをいう。以下この号において同じ。)の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。)並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四 法第六十九条第二十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

(内部取引に関する書類)

第三十条の四 法第六十九条第三十項(外国税額の控除)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九条第三十項の内国法人の国外事業所等と本店等との間の同条第四項第一号に規定する内部取引(以下この条において「内部取引」という。)に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し

二 法第六十九条第三十項の内国法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において使用した資産の明細並びに当該内部取引に係る負債の明細を記載した書類

三 法第六十九条第三十項の内国法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において果たす機能(リスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。以下この号において同じ。))の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。)並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四 法第六十九条第三十項の内国法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

五 省略

(税額控除超過額相当額の加算に関する書類等)

第三十条の五 第三十条の二第一項(税額控除不足額相当額の控除を受け

れをいう。以下この号において同じ。)の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。)並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四 法第六十九条第二十七項の内国法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

(内部取引に関する書類)

第三十条の四 法第六十九条第二十八項(外国税額の控除)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九条第二十八項の内国法人の国外事業所等と本店等との間の同条第四項第一号に規定する内部取引(以下この条において「内部取引」という。)に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し

二 法第六十九条第二十八項の内国法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において使用した資産の明細並びに当該内部取引に係る負債の明細を記載した書類

三 法第六十九条第二十八項の内国法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において果たす機能(リスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。以下この号において同じ。))の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。)並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四 法第六十九条第二十八項の内国法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

五 同上

るための書類等)の規定は法第六十九条第三十一項(外国税額の控除)に規定する同条第十九項の規定により法人税の額に加算されるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める事項を記載した書類について、第三十条の二第二項の規定は法第六十九条第三十一項に規定する控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類について、第三十条の二第三項の規定は法第六十九条第三十一項に規定する控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、第三十条の二第一項第一号中「第六十九条第十八項」とあるのは「第六十九条第十九項」と、「よる控除を受ける」とあるのは「より法人税の額に加算される」と、同項第二号中「第六十九条第十八項」とあるのは「第六十九条第十九項」と、「よる控除を受ける」とあるのは「より法人税の額に加算される」と、「同項」とあるのは「同条第十八項(同条第二十三項及び第二十四項において準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。)」と読み替えるものとする。

(仮決算をした場合の中間申告書の添付書類)

**第三十三条** 法第七十二条第二項(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの(当該各号に掲げるものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第三十五条第一項において同じ。)で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類)とする。

- 一 三 省 略
- 2 省 略

(電子情報処理組織による申告)

**第三十六条の四** 法第七十五条の四第一項(電子情報処理組織による申告)の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項(以下この

(仮決算をした場合の中間申告書の添付書類)

**第三十三条** 法第七十二条第二項(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの(当該各号に掲げるものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第三十五条第一項において同じ。)で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類)とする。

- 一 三 同 上
- 2 同 上

(電子情報処理組織による申告)

**第三十六条の四** 法第七十五条の四第一項(電子情報処理組織による申告)の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項(以下この

条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項（事前届出等）の規定の例による。

## 254 省 略

5 法第七十五条の四第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、添付書類記載事項の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号に規定する電磁的記録（当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク又は磁気ディスクとする。

## 658 省 略

### （退職年金等積立金額の計算）

## 第三十九条 省 略

## 2 省 略

3 令第五百五十六条の二第十七号に規定する財務省令で定めるものは、旧厚生年金保険法第六十五条の二第二項（連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換）の規定により旧厚生年金保険法第四百九条第一項（連合会）に規定する連合会から移換された旧厚生年金保険法第六十五条の二第一項に規定する年金給付等積立金、平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この項において「旧確定給付企業年金法」という。）第一百十条の二第三項（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十号（定義）に規定する旧厚生年金基金（以下この項において「旧厚生年金基金」という。）から権利義務が承継された旧確定給付企業年金法第一百十条の二第四項に規定する積立金、旧確定給付企業年金法第一百十一条第二項（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）若しくは第一百十二条第四項（厚生年金基金から基金への移行）の規定に

条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで（事前届出等）の規定の例による。

## 254 同 上

5 法第七十五条の四第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、添付書類記載事項の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号に規定する電磁的記録（当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

## 658 同 上

### （退職年金等積立金額の計算）

## 第三十九条 同 上

## 2 同 上

3 令第五百五十六条の二第十六号に規定する財務省令で定めるものは、旧厚生年金保険法第六十五条の二第二項（連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換）の規定により旧厚生年金保険法第四百九条第一項（連合会）に規定する連合会から移換された旧厚生年金保険法第六十五条の二第一項に規定する年金給付等積立金、平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この項において「旧確定給付企業年金法」という。）第一百十条の二第三項（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十号（定義）に規定する旧厚生年金基金（以下この項において「旧厚生年金基金」という。）から権利義務が承継された旧確定給付企業年金法第一百十条の二第四項に規定する積立金、旧確定給付企業年金法第一百十一条第二項（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）若しくは第一百十二条第四項（厚生年金基金から基金への移行）の規定に



より旧厚生年金基金から権利義務が承継された旧厚生年金保険法第百三十条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）に規定する年金給付等積立金又は旧確定給付企業年金法第百十五条の三第二項（厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）の規定により旧厚生年金基金から移換された同条第一項に規定する脱退一時金相当額とする。

4・5 省略

（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）

第六十条の四 外国法人の法第百四十二条第一項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき、同条第二項の規定により前編第一章第一節（各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六条の三 第一項（欠損金	省略	省略	第九号第一号（特別な評価の方法の承認申請書の記載事項）	省略	省略	第二十五条の十（不正行為等に係る費用等）	又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地	（同号の取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この条において「事務所等」という。）の所在地に保存することがその外国法人が行う事業の内容及び実態等に照らし、合理的と認められる帳簿書類その他の物件については、当該取引に係る事務所等の所在地）
--------------------	----	----	-----------------------------	----	----	----------------------	--------------------------------------	--

より旧厚生年金基金から権利義務が承継された旧厚生年金保険法第百三十条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）に規定する年金給付等積立金又は旧確定給付企業年金法第百十五条の三第二項（厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）の規定により旧厚生年金基金から移換された同条第一項に規定する脱退一時金相当額とする。

4・5 同上

（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）

第六十条の四 外国法人の法第百四十二条第一項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき、同条第二項の規定により前編第一章第一節（各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
----	----	----	----	----	----	----	----	----

に係る帳簿書類の保存)		省略	省略
第二十六条の三	省略	省略	省略
第三項	省略	省略	省略

(外国税額控除を受けるための書類等)

**第六十条の十四** 第二十九条の三(適格分割等が行われた場合の特例の適用に関する届出書の記載事項)の規定は法第百四十四条の二第六項(外国法人に係る外国税額の控除)において法第六十九条第十項(外国税額の控除)の規定を準用する場合について、第二十九条の四第一項第一号から第三号まで、第二項及び第三項(外国税額控除を受けるための書類等)の規定は法第百四十四条の二第十項において法第六十九条第二十五項の規定を準用する場合について、第三十条(繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類等)の規定は法第百四十四条の二第十項において法第六十九条第二十六項の規定を準用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条の三第一号中「代表者」とあるのは、「代表者(恒久的施設を有する外国法人にあつては、代表者及び恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者。次号において同じ。)」と読み替えるものとする。

(仮決算をした場合の中間申告書の添付書類)

**第六十一条の三** 法第百四十四条の四第三項(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる中間申告書の区分に応じ当該各号に定めるもの(当該各号に定めるものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第六十一条の五(確定申告書の添付書類)において同じ。)で作成され、又は当該各号に定めるものの作成に代えて当該各号に定めるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録

同上		同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

(外国税額控除を受けるための書類等)

**第六十条の十四** 第二十九条の三(適格分割等が行われた場合の特例の適用に関する届出書の記載事項)の規定は法第百四十四条の二第六項(外国法人に係る外国税額の控除)において法第六十九条第十項(外国税額の控除)の規定を準用する場合について、第二十九条の四第一項第一号から第三号まで、第二項及び第三項(外国税額控除を受けるための書類等)の規定は法第百四十四条の二第十項において法第六十九条第二十三項の規定を準用する場合について、第三十条(繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類等)の規定は法第百四十四条の二第十項において法第六十九条第二十四項の規定を準用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条の三第一号中「代表者」とあるのは、「代表者(恒久的施設を有する外国法人にあつては、代表者及び恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者。次号において同じ。)」と読み替えるものとする。

(仮決算をした場合の中間申告書の添付書類)

**第六十一条の三** 法第百四十四条の四第三項(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる中間申告書の区分に応じ当該各号に定めるもの(当該各号に定めるものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第六十一条の五(確定申告書の添付書類)において同じ。)で作成され、又は当該各号に定めるものの作成に代えて当該各号に定めるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記

に記録された情報の内容を記載した書類)とする。  
一・二 省略

別表二十二 貸借対照表及び損益計算書に記載する科目

(一) 貸借対照表に記載する科目

資産の部

現金、当座預金、預金、受取手形、売掛金、未収入金、仮払金、貸付金、有価証券、商品、原材料、仕掛品、半製品、製品、貯蔵品、繰延税金資産、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定、鉱業権、漁業権、ダム使用权、水利権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ソフトウェア、育成者権、公共施設等運営権、樹木採取権、営業権、専用側線利用権、鉄道軌道連絡通行施設利用権、電気ガス供給施設利用権、水道施設利用権、工業用水道施設利用権、電気通信施設利用権、借地権、繰延資産等

負債及び資本の部

支払手形、買掛金、未払金、未払税金、繰延税金負債、仮受金、借入金、貸倒引当金、海外投資等損失準備金、中小企業事業再編投資損失準備金、原子力発電施設解体準備金、特定原子力施設炉心等除去準備金、異常危険準備金、関西国際空港用地整備準備金、中部国際空港整備準備金、特別修繕準備金、探鉱準備金、海外探鉱準備金、農業経営基盤強化準備金、再投資等準備金、福島再開投資等準備金、資本金又は出資金、資本剰余金、利益剰余金、再評価積立金、再評価差額金、積立金等

(二) 損益計算書に記載する科目

利益の部

商品製品等売上高、期末商品製品原材料等棚卸高、雑収入、資産の売却益、資産の評価益、当期欠損金等

損失の部

商品製品原材料等仕入高、期首商品製品原材料等棚卸高、賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、地代家賃、保険料、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、旅費交通費、通信費、水道光熱費、手数料、倉敷料、荷造包装費、運搬費

録に記録された情報の内容を記載した書類)とする。  
一・二 同上

別表二十二 貸借対照表及び損益計算書に記載する科目

(一) 貸借対照表に記載する科目

資産の部

現金、当座預金、預金、受取手形、売掛金、未収入金、仮払金、貸付金、有価証券、商品、原材料、仕掛品、半製品、製品、貯蔵品、繰延税金資産、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定、鉱業権、漁業権、ダム使用权、水利権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ソフトウェア、育成者権、公共施設等運営権、樹木採取権、営業権、専用側線利用権、鉄道軌道連絡通行施設利用権、電気ガス供給施設利用権、水道施設利用権、工業用水道施設利用権、電気通信施設利用権、借地権、繰延資産等

負債及び資本の部

支払手形、買掛金、未払金、未払税金、繰延税金負債、仮受金、借入金、貸倒引当金、海外投資等損失準備金、中小企業事業再編投資損失準備金、特定災害防止準備金、原子力発電施設解体準備金、特定原子力施設炉心等除去準備金、異常危険準備金、関西国際空港用地整備準備金、中部国際空港整備準備金、特別修繕準備金、探鉱準備金、海外探鉱準備金、農業経営基盤強化準備金、再投資等準備金、福島再開投資等準備金、資本金又は出資金、資本剰余金、利益剰余金、再評価積立金、再評価差額金、積立金等

(二) 損益計算書に記載する科目

利益の部

商品製品等売上高、期末商品製品原材料等棚卸高、雑収入、資産の売却益、資産の評価益、当期欠損金等

損失の部

商品製品原材料等仕入高、期首商品製品原材料等棚卸高、賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、地代家賃、保険料、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、旅費交通費、通信費、水道光熱費、手数料、倉敷料、荷造包装費、運搬費

、広告宣伝費、公租公課、機密費、接待交際費、寄附金、利子割引料、雑費、資産の売却損、資産の評価損、貸倒引当金繰入額、海外投資等損失準備金積立額、中小企業事業再編投資損失準備金積立額、原子力発電施設解体準備金積立額、特定原子力施設炉心等除去準備金積立額、異常危険準備金積立額、関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額、特別修繕準備金積立額、探鉱準備金積立額、海外探鉱準備金積立額、農業経営基盤強化準備金積立額、再投資等準備金積立額、福島再開投資等準備金積立額、当期利益金等

**(令和二年改正前法人税法施行規則の一部改正)**

**第二条** 法人税法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年財務省令第五十六号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の法人税法施行規則(以下「令和二年改正前法人税法施行規則」という。)の一部を次のように改正する。

**目次**

第一編 総則

第一章 通則(第一条)

第二章 公益法人等の範囲(第二条・第二条の二)

第二章の二 適格組織再編成(第三条―第三条の三)

第二章の三 恒久的施設の範囲(第三条の四)

第三章 収益事業の範囲(第四条―第八条の二の二)

第三章の二 資本金等の額(第八条の二の三)

第四章 有価証券に準ずるものの範囲(第八条の二の四)

第四章の二 信託の通則(第八条の三・第八条の三の二)

第五章 連結納税の承認申請等(第八条の三の三―第八条の三の十二)

第二編 内国法人の法人税

第一章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 各事業年度の所得の金額の計算

第一款 受取配当等(第八条の四―第八条の五の二)

第一款の二 資産の評価益(第八条の六)

第一款の三 棚卸資産の評価(第九条・第九条の二)

、広告宣伝費、公租公課、機密費、接待交際費、寄附金、利子割引料、雑費、資産の売却損、資産の評価損、貸倒引当金繰入額、海外投資等損失準備金積立額、中小企業事業再編投資損失準備金積立額、特定災害防止準備金積立額、原子力発電施設解体準備金積立額、特定原子力施設炉心等除去準備金積立額、異常危険準備金積立額、関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額、特別修繕準備金積立額、探鉱準備金積立額、海外探鉱準備金積立額、農業経営基盤強化準備金積立額、再投資等準備金積立額、福島再開投資等準備金積立額、当期利益金等

**目次**

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第二章の二 同上

第二章の三 同上

第三章 同上

第三章の二 同上

第四章 同上

第五章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第一款の二 同上

第一款の三 同上

第二款 減価償却資産の償却（第九条の三―第二十一条の二）  
 第三款 繰延資産の償却（第二十一条の三・第二十二条）  
 第三款の二 資産の評価損（第二十二条の二）  
 第三款の三 役員との給与等（第二十二条の三）  
 第四款 寄附金（第二十二条の四―第二十四条）  
 第五款 圧縮記帳（第二十四条の二―第二十五条）  
 第六款 貸倒引当金（第二十五条の二―第二十五条の八）  
 第六款の二 譲渡制限付株式を対価とする費用（第二十五条の九）  
 第六款の三 不正行為等に係る費用等（第二十五条の十）  
 第七款 繰越欠損金（第二十六条―第二十六条の六）  
 第七款の二 短期売買商品等（第二十六条の七―第二十六条の十）  
 第八款 有価証券（第二十六条の十一―第二十七条の六）  
 第九款 デリバティブ取引（第二十七条の七）  
 第十款 ヘッジ処理（第二十七条の八・第二十七条の九）  
 第十一款 外貨建資産等の換算等（第二十七条の十―第二十七条の十三）  
 第十一款の二 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価（第二十七条の十三の二）  
 第十一款の三 完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第二十七条の十三の三）  
 第十一款の四 組織再編成に係る所得の金額の計算（第二十七条の十四―第二十七条の十六の二）  
 第十一款の五 工事未収入金の帳簿価額の調整（第二十七条の十六の三）  
 第十一款の六 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算（第二十七条の十六の四）  
 第十一款の七 少額の減価償却資産等（第二十七条の十七―第二十七条の十九）  
 第十一款の八 確定給付企業年金の掛金等（第二十七条の二十）  
 第十二款 借地権等（第二十七条の二十一）  
 第十三款 資産に係る控除対象外消費税額等（第二十八条―第二十八条の四）  
 第二節 税額の計算（第二十八条の五―第三十条の三）

第二款 同上  
 第三款 同上  
 第三款の二 同上  
 第三款の三 同上  
 第四款 同上  
 第五款 同上  
 第六款 同上  
 第六款の二 同上  
 第七款 繰越欠損金（第二十六条―第二十六条の六）  
 第七款の二 同上  
 第八款 同上  
 第九款 同上  
 第十款 同上  
 第十一款 同上  
 第十一款の二 同上  
 第十一款の三 同上  
 第十一款の四 同上  
 第十一款の五 同上  
 第十一款の六 同上  
 第十一款の七 一括償却資産（第二十七条の十七―第二十七条の十九）  
 第十一款の八 同上  
 第十二款 同上  
 第十三款 同上  
 第二節 同上

第三節 申告、納付及び還付

第一款 中間申告（第三十一条―第三十三条）

第二款 確定申告（第三十四条―第三十六条の三）

第二款の二 電子情報処理組織による申告の特例（第三十六条の三の二・第三十六条の三の三）

第三款 還付（第三十六条の四）

第一章の二 各連結事業年度の連結所得に対する法人税

第一節 各連結事業年度の連結所得の金額の計算

第一款 個別益金額又は個別損金額（第三十六条の五・第三十七条）

第二款 寄附金（第三十七条の二）

第三款 繰越欠損金（第三十七条の三―第三十七条の三の四）

第二節 税額の計算（第三十七条の四―第三十七条の七の三）

第三節 申告、納付及び還付

第一款 連結中間申告（第三十七条の八―第三十七条の十）

第二款 連結確定申告（第三十七条の十一―第三十七条の十五）

第二款の二 電子情報処理組織による申告の特例（第三十七条の十五の二・第三十七条の十五の三）

第三款 個別帰属額等の届出（第三十七条の十六・第三十七条の十七）

第四款 還付（第三十八条）

第二章 退職年金等積立金に対する法人税（第三十九条―第五十一条）

第三章 青色申告（第五十二条―第六十条）

第四章 更正（第六十条の二）

第三編 外国法人の法人税

第一章 国内源泉所得（第六十条の三）

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算（第六十条の四―第六十条の十）

第二節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算（第六十条の十一）

第三節 税額の計算（第六十条の十二―第六十条の十四）

第四節 申告、納付及び還付

第三節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二款の二 同上

第三款 同上

第一章の二 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第二節 同上

第三節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二款の二 同上

第三款 同上

第四款 同上

第二章 同上

第三章 同上

第四章 同上

第三編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

- 第一款 中間申告（第六十一条―第六十一条の三）
- 第二款 確定申告（第六十一条の四―第六十一条の七）
- 第三款 還付（第六十一条の八）
- 第三章 退職年金等積立金に対する法人税（第六十一条の九）
- 第四章 青色申告（第六十二条）
- 第五章 恒久的施設に係る取引に係る文書化（第六十二条の二・第六十二条の三）
- 第四編 雑則（第六十三条―第六十八条）
- 附則

### 第三章の二 資本金等の額

**第八条の二の三** 令第八条第一項第十九号（資本金等の額）に規定する財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額（投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号。以下この条において「計算規則」という。）第三十九条第三項（純資産の部の区分）の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。）及び出資剰余金控除額（計算規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。）の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額（計算規則第三十九条第三項後段又は第六項後段の規定により計算規則第二条第二項第三十号（定義）に規定する一時差異等調整引当額として区分して表示される金額をいう。）を控除した金額とする。

#### （出資等減少分配による出資総額等の減少額）

**第八条の五の二** 令第二十三条第一項第五号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）に規定する財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額（投資法人の計算に関する規則（以下この条において「計算規則」という。）第三十九条第三項（純資産の部の区分）の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。）及び出資剰余金控除額（計算規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。）の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額

- 第一款 同上
- 第二款 同上
- 第三款 同上
- 第三章 同上
- 第四章 同上
- 第五章 同上
- 第四編 同上
- 附則

### 第三章の二 資本金等の額

**第八条の二の三** 令第八条第一項第十九号（資本金等の額）に規定する財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額（投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号。以下この条において「計算規則」という。）第三十九条第三項（純資産の部の区分）の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。）及び出資剰余金控除額（計算規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。）の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額（計算規則第三十九条第三項後段又は第六項後段の規定により計算規則第二条第二項第三十号（定義）に規定する一時差異等調整引当額として区分して表示される金額をいう。）を控除した金額とする。

#### （出資等減少分配による出資総額等の減少額）

**第八条の五の二** 令第二十三条第一項第五号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）に規定する財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額（投資法人の計算に関する規則（以下この条において「計算規則」という。）第三十九条第三項（純資産の部の区分）の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。）及び出資剰余金控除額（計算規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。）の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当

(計算規則第三十九条第三項後段又は第六項後段の規定により計算規則第二条第二項第三十号(定義)に規定する一時差異等調整引当額として区分して表示される金額をいう。)を控除した金額とする。

(国庫補助金等の対象となる助成金の使途)

第二十四条の二 令第七十九条第七号(国庫補助金等の範囲)に規定する財務省令で定める使途は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則(平成十年運輸省令第七十号)附則第五条第一項第一号ロ(1)(機構の行う会社等への助成金の交付等の認可)に掲げる鉄道施設等の整備とする。

(適格分割等を行った場合の保険差益等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十四条の十 法第四十八条第七項(保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 省 略

六 法第四十八条第六項に規定する取得又は改良をすることが見込まれる法第四十七条第一項に規定する代替資産又は損壊資産等の種類、構造及び規模並びに当該取得又は改良に要することが見込まれる金額及び当該取得又は改良予定日

七・八 省 略

(適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項)

第二十四条の十一 法第四十八条第九項(保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 六 省 略

七 法第四十八条第八項第二号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第四十七条第一項に規定する代替資産又は損壊資産等の種類、構造及び規模並びに当該取得又は改良に要することが見込まれる金額及び当該取得又は改良予定日

額(計算規則第三十九条第三項後段又は第六項後段の規定により計算規則第二条第二項第三十号(定義)に規定する一時差異等調整引当額として区分して表示される金額をいう。)を控除した金額とする。

(国庫補助金等の対象となる助成金の使途)

第二十四条の二 令第七十九条第六号(国庫補助金等の範囲)に規定する財務省令で定める使途は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則(平成十年運輸省令第七十号)附則第五条第一項第一号ロ(1)(機構の行う会社等への助成金の交付等の認可)に掲げる鉄道施設等の整備とする。

(適格分割等を行った場合の保険差益等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十四条の十 同 上

一 五 同 上

六 法第四十八条第六項に規定する取得又は改良をすることが見込まれる法第四十七条第一項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産の種類、構造及び規模並びに当該取得又は改良に要することが見込まれる金額及び当該取得又は改良予定日

七・八 同 上

(適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項)

第二十四条の十一 同 上

一 六 同 上

七 法第四十八条第八項第二号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第四十七条第一項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産の種類、構造及び規模並びに当該取得又は改良に要することが見込まれる金額及び当該取得又は改良予定日



第六款の三 不正行為等に係る費用等

第二十五条の十 法第五十五条第三項第一号ロ（不正行為等に係る費用等）に規定する財務省令で定める場所は、同号ロの内国法人の納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地とする。

第十一款の七 少額の減価償却資産等

（少額の減価償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定）

第二十七条の十七 次に掲げる貸付け（次項の規定に該当する貸付けを除く。）は、令第三百三十三条第一項（少額の減価償却資産の取得価額の損金算入）に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するものとする。

一 当該内国法人が当該内国法人との間に特定関係（一の者が法人の事業の経営に参加し、事業を実質的に支配し、又は株式若しくは出資を有する場合における当該一の者と法人との間の関係（以下この号において「当事者間の関係」という。））、一の者との間に当事者間の関係がある法人相互の関係その他これらに準ずる関係をいう。）がある法人の事業の管理及び運営を行う場合における当該法人に対する資産の貸付け

二 当該内国法人に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者の当該資産の譲渡又は役務の提供の事業の用に専ら供する資産の貸付け

三 継続的に当該内国法人の経営資源（事業の用に供される設備（その貸付けの用に供する資産を除く。））、事業に関する従業者の有する技能又は知識（租税に関するものを除く。）その他これらに準ずるものをいう。）を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業としての資産の貸付け

2| 四 当該内国法人が行う主要な事業に付随して行う資産の貸付け  
資産の貸付け後に譲渡人（当該内国法人に対して当該資産を譲渡した

第十一款の七 一括償却資産

者をいう。)その他の者が当該資産を買い取り、又は当該資産を第三者に買い取らせることをあつせんする旨の契約が締結されている場合(当該貸付けの対価の額及び当該資産の買取りの対価の額(当該対価の額が確定していない場合には、当該対価の額として見込まれる金額)の合計額が当該内国法人の当該資産の取得価額のおおむね百分の九十に相当する金額を超える場合に限る。)における当該貸付けは、令第三百三十三条第一項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当しないものとする。

(一括償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定)

第二十七条の十七の二 前条の規定は、令第三百三十三条の二第一項(一括償却資産の損金算入)に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するかどうかの判定について準用する。

(適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する要件)

第二十七条の十七の三 省 略

(電子情報処理組織による申告)

第三十六条の三の二 法第七十五条の三第一項(電子情報処理組織による申告)の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項(以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。)を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項(事前届出等)の規定の例による。

258 省 略

(電子情報処理組織による申告)

第三十七条の十五の二 法第八十一条の二十四の二第一項(電子情報処理組織による申告)の連結親法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項(以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書

(適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する要件)

第二十七条の十七 同 上

(電子情報処理組織による申告)

第三十六条の三の二 法第七十五条の三第一項(電子情報処理組織による申告)の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項(以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。)を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで(事前届出等)の規定の例による。

258 同 上

(電子情報処理組織による申告)

第三十七条の十五の二 法第八十一条の二十四の二第一項(電子情報処理組織による申告)の連結親法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項(以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書

類記載事項」という。)を提供しようとする場合における届出その他の  
手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推  
進等に関する省令第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項(事  
前届出等)の規定の例による。

258 省 略

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に  
掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中法人税法施行規則第三十九条第三項の改正規定 令和四年五  
月一日

二 次に掲げる規定 令和五年一月一日

イ 第一条中法人税法施行規則目次の改正規定(「一括償却資産」を一  
少額の減価償却資産等)に、「第三十条の四」を「第三十条の五」に  
改める部分を除く。)、同令第二編第一章第一節第六款の二の次に一  
款を加える改正規定、同令第三十六条の四第一項の改正規定及び同令  
第六十条の四の改正規定

ロ 第二条中令和二年改正前法人税法施行規則目次の改正規定(「一括  
償却資産」を「少額の減価償却資産等」に改める部分を除く。)、令  
和二年改正前法人税法施行規則第二編第一章第一節第六款の二の次に  
一款を加える改正規定並びに令和二年改正前法人税法施行規則第三十  
六条の三の二第一項及び第三十七条の十五の二第一項の改正規定

### (経過措置)

第二条 法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和四年政令第三百十七  
号。以下「改正令」という。)附則第六条第三項に規定する財務省令で定  
める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改正令附則第六条第三項の書類を提出する同項の経過連結親法人の名  
称、納税地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するため  
の番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第  
十五項に規定する法人番号をいう。)並びに代表者の氏名

類記載事項」という。)を提供しようとする場合における届出その他の  
手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推  
進等に関する省令第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項ま  
で(事前届出等)の規定の例による。

258 同 上

- 二 改正令附則第六条第三項に規定する事業年度開始の日及び終了の日
  - 三 改正令附則第六条第三項の規定の適用に係る同項に規定する経過適格合併に係る被合併法人（同項に規定する計算される金額に係る被合併法人に限る。）及び合併法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
  - 四 前号の経過適格合併の日
  - 五 第三号の被合併法人及び合併法人が第一号の経過連結親法人との間に連結完全支配関係（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。）を有することとなった日
  - 六 その他参考となるべき事項
- 2 改正令第一条の規定による改正後の法人税法施行令（以下「新令」という。）第百十九条の三第六項の内国法人が同項の他の通算法人の株式又は出資につき同項の規定の適用を受けようとする場合において、次に掲げる場合に該当するときにおける同項に規定する財務省令で定める書類は、第一条の規定による改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条第一項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
- 一 改正令附則第六条第三項の規定により当該他の通算法人を合併法人とする新令第百十九条の三第七項第五号に規定する通算内適格合併に係る同項第六号に規定する被合併法人調整勘定対応金額とみなされる金額がある場合 当該金額の計算の基礎となる事項に関する新規則第二十七条第一項第一号イからハまでに掲げる書類に準ずる書類
  - 二 改正令附則第六条第四項の規定の適用を受ける場合 同項に規定する経過連結子法人等が同項に規定する連結完全支配関係発生日において有する同項に規定する営業権の当該連結完全支配関係発生日における価額を記載した書類及び新規則第二十七条第一項第一号ハ(2)又は(3)に掲げる書類に準ずる書類で当該価額を明らかにするもの